

平成28年度 第3回習志野市障がい者地域共生協議会 全体会 会議録

日時 平成28年11月28日(月)
午後2時00分から4時00分
場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員24名 事務局6名

(委員)

福田弘子、渡辺恵美子、喜田敬子、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美恵子、八尋信一、高橋大悟、奥井菜摘子、中神茂樹、張替優子、石井英寿、松尾公平、平和広、野手利浩、内海明雄、木藤直美、三橋雅人、古田修一、内山澄子、舘澤眞木子、米山馨、北田順一、岩田寛（敬称略）

(事務局)

江川陽史（障がい福祉課課長）、鶴岡拓人（同企画係係長）、鈴木真理子（同主任主事）、平川惇（同主事）、林由香里（同主事）、飯田理恵（同主事補）

欠席者 委員6名

中村晴美、武井剛、柴野夕子、武石厚司、窪田正樹、八田福子（敬称略）

1. 開式の言葉

(松尾会長)

本日は、中村委員、武井委員、柴野委員、武石委員、窪田委員、八田委員より欠席のご連絡を頂いている。また、石井委員より早退する旨のご連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。始めに事務局より資料の確認をお願いしたい。

～事務局による資料の説明～

2. 各部会より会議報告及び協議

(松尾会長)

各部会より会議及び協議の報告をしていただく。それでは相談支援部会より報告をお願いしたい。

【相談支援部会：福田部会長】

8月の全体会から毎月活動を行っているが、8月に基幹相談支援センターの意見書提出などを終え、9月部会ではそのまとめと今後の活動についての検討を行った。10月は支援会議を行い、支援会議の事例について

は現在、計画相談支援に繋がっているので進捗をみていく状態だが、支援の中で関係機関の連携が上手く出来ていないなどの課題が見えたので改善事項等を来期に検討することとした。10月25日には指定特定及び指定障害児相談支援事業所との情報交換会を開催した。今回事業所が2か所増えているがセルフプランが多く減ってはいないので、その辺りの仕組みを考えていくこと、障害福祉サービス事業所への見学会について提案があったので検討していきたい。以上。

【児童部会：松井部会長】

資料で配布している児童部会アンケート結果報告についてまとめている。先日配布したアンケートを集計し、集計結果としてまとめた。この報告書を市内の保育所・幼稚園・小学校・中学校・フリースクールに配布する。アンケートの配布数は60部で回答数は33部であった。アンケートの集計結果を報告させていただくと、「チラシの内容についてご覧になりましたか？」という質問に対し、ご覧になった方が97%で、保育所の方が福祉的傾向にあるということが見て取れた。次に「どのように役立ったか」という質問では、「福祉サービスを知ることができた」という回答が71%であった。しかし、教育・保育の中で知識が薄いことが伺えることもあった。

「Ⅱ 受給者証について」の「1. 知っていたか？」の質問では56%と6割に満たない数値になっている。受給者証の存在を知らないという方もいることが見て取れた。「2. そこで知ったか」の質問についても「職場で知って」が一番多くて33%、「チラシを見て」は26パーセントで受給者証についてもまだまだ知られていないことがわかった。

「Ⅲ 相談支援事業所について」は「1. 連携したことがわるか」で「連携したことがある」という回答が63%であり、相談支援事業所は積極的に保育所や幼稚園、学校と連携をとっているためこの数値になったとみている。「2. 連携したことで役立ったこと」については、一番多い回答が「知らなかった情報を知ることができた」で41%であった。その他にも「子どもや家族の悩みを知ることができた」が15%、「相談できる場所があるとわかった」が17%で、情報については少しずつ周知が図れていると思っている。

自由記載の部分については、詳細は資料をご覧いただきたい。総合的に見ると自分で情報を得る人は少なく、情報を福祉側から提供することで知るということがわかった。回答について、半分しか得られていないが、記入する人がその場にいなかったり、見過ごされたことにより回答いただけなかったのではないかと見ている。

今後の部会の活動については、提言について検討に入ること、学童保育について情報収集を行いたいと思っている。以上。

【就労支援部会：松尾会長】

資料2をご覧いただきたい。優先調達推進ミーティング2016の資料であるが、11月14日に仮庁舎3階大会議室にて開催した。優先調達推進ミーティングについて、今年名称の変更があったが、平成25年に施行された障害者等の物品調達等を推進するための法律に伴い、習志野市を中心とする障害福祉サービス事業所等から公共機関からの優先調達を推進する目的で始め、今年で3回目を迎えている。今回は庁内部署約20名の担当者と市内の事業所及び市外の特例子会社の10か所が集まり開催された。冒頭に千葉県障害者就労事業振興センターの鈴木氏から現状などの簡単な説明の中で、他市や先進的な取組を伺う中で、習志野市において参考にするなど学ぶことが出来た。また、今年実際に発注した庁舎内の部署の方に手順や感想について初めてお話いただいた。非常に実践的で参考になる話をいただけたと思っている。習志野市について、発注件数自体は伸びているが発注金額については伸びず、300万円を切っている現状である。このままだと実績を伸ばすのは難しいということで、庁舎内と事業所の努力や視点を変えた柔軟な発想などが必要になると考えている。各部署にお願いをするだけでなく、事業所も努力をする中で営業などを行いながらより発注を増やしてい

くことや市内・市外で行われている合同発注、いわゆる大きな仕事を連携して複数の事業所で受注するようなことも必要であると部会で検討している。

12月発行の「ならたく」を資料で配布している。今回は就労支援部会の平先生のお力添えをいただき、卒業生の方の取材を行った。徐々に「ならたく」の周知度は高まっていると感じているので、是非みなさまも宣伝していただきたい。

就労系の事業所が増加していることに伴い、市内の就労系事業所の連携をとる必要があるということで1月27日に市内就労系事業所の意見交換会を開催する予定である。習志野市の課題や就労に関する課題を話し合うなど、予定している。正式に決定し次第、対象の事業所には連絡をしたいと思うのでよろしく願いたい。併せて相談支援事業所の方にも声掛けをする予定になっている。各事業所がどんなサービスをしているかなど、把握する場にもなると思うので、関心をもっていただけると良いと思う。以上。

(森田委員)

傍聴のような形で参加することは可能か。

(松尾会長)

出席していただくのは構わない。協議会内には情報を流すようにしたい。

【権利擁護・広報啓発部会：古田委員】

部会としては、市民のつどいと福祉ふれあいまつりについて検討を行っている。市民のつどいについては、「障がい者啓発講座」という名称についての疑問があり、最終的に、「障がい者週間市民のつどい」という名称に落ち着いた。詳細は後程発表するが、12月11日の日曜日に実叡コミュニティホールの2階で開催する。議論の中では名称だけでなく、表題や副題、講演テーマなどについても議論を重ねてきた。表題については「誰でもできるやさしいまちづくり」とし、副題は「差別のない共生社会の実現に向けて」とした。講演のテーマは、「障害者差別解消法と、いま私たちにできること」として、講演いただく。

10月29日にイオンモール津田沼で行われた福祉ふれあいまつりでは、ブースで参加し、ハートアンケートを実施した。市民のつどいのテーマである「誰でもできるやさしいまちづくり」に連動して、自分にも出来る小さな気づきを会場に来られた方に記入していただき、記入した紙をパネルに貼って掲示した。このハートアンケートは12月の市民のつどいでも掲示する予定である。以上。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

10月29日に大久保ふくしまつりが開催された。当日のことについて館澤委員より報告させていただく。

(館澤委員)

大久保ふくしまつりへは2回目の参加となるが今回のふくしまつりもたくさんの方にご来場いただいた。ゲームを2種類と景品を用意したこともあり、たくさんの子どもが来てくれた。その子どもの保護者に対して多くのチラシを配布することが出来た。市民のつどいのチラシは150部用意したが全て配布することが出来たので良かった。しかし、チラシや掲示物をゆっくり説明することが出来なかったのが残念だったので、来年度に向けて検討していきたい。児童部会から非常にわかりやすい掲示物を提供していただいたが、その掲示物はたくさんの方に見ていただけたと思っている。今回は福祉ふれあいまつりと日程が重なってしまったので、日程が重ならないと良いと思う。以上。

(内山部会長)

短期入所については、福祉型の短期入所は習志野市内で通所事業所が短期入所を始める動きがあるということで、その動きを参考にし、更に事業所を誘致出来る動きに広げられるように検討していきたい。医療型の短期入所は、市内だけでは利用者が少ないということ・高度な看護技術が必要であること・医療機関が実施することが前提である中で、単独市で動くのは厳しく、県の自立支援協議会の会長に相談をしたところ、千葉県重症心身障害児者を守る会という親の会の情報をいただいた。親の会と連絡をとったところ、ニーズはともあるけれど千葉市に医療型のショートステイが集中していることもあり、遠い方だと利用が出来ないという実態があるとのことだった。県へ要望書を提出したが、当事者のニーズと県の把握しているニーズでギャップがあるようであった。そうした中でまずは習志野市の実態把握を行い、課題を把握したうえで県への要望書などを検討していくということになった。単独の市では設置が難しく、千葉市に集中しているということから県へ計画的な整備をしていただけないかという要望書を挙げるには前段として習志野市の実態把握を行わなければならないので、10月24日に健康支援課の児玉主幹と障がい福祉課の鶴岡係長と私でどうすれば習志野市で医療的ケアの必要な方の把握と、短期入所のニーズについて調査出来るか、検討を行った。また、難病の問題と絡めながら12月7日に健康福祉センターに話を伺いに行く予定である。千葉県で平成28年に調査を行っているようでありその結果を踏まえてお話を伺い、今後県へ出す要望書についてなどについて検討を行っていく。

通学通所時の移動支援について、現在習志野市では必要性の高い方へは特例で支給決定を行っているとのことである。この特例について市内の相談支援事業所へ対しては相談支援部会が行っている情報交換会にて説明を行った。もう一つは朝に利用したい場合、支援者側の確保が難しいという課題がある。これについては、1月17日に市内の移動支援事業所を集め、事業についてや朝8時前の支援の提供についてなど意見を伺う予定となっている。

また、八千代特別支援学校から鷺沼のバス停における交通安全推進隊の依頼があった。この件については、個別のケースに対しての対応として次回の運営会議にて検討することとなった。

全体会の前に部会を行っていたのだが、ダウン症の子どもが言語聴覚療法を受けると次の日に多く話をするようになるという話が話題として挙げた。このようなケースがある中で、現在入っているサークルが一杯になってしまい、どこかで言語聴覚療法を受けることが出来ないか検討していきたいと思っている。医療中の訪問リハが受けられるか、ひまわり発達相談センターやあじさい療育支援センターの活動などを調べて情報提供が出来るかなど、運営会議に相談したいと思っている。以上。

(松尾会長)

他に意見等はあるか。

(松井児童部会長)

児童部会の活動について、もう一点説明をさせていただきたい。アンケートの結果について、松尾会長のあいさつ文・結果・ならたくの3点をチラシの配布先に配布を行いたいと思うのでご了承いただきたい。

(松尾会長)

異論等はあるか。

～異論等無し～

(松尾会長)

それでは説明通りに進めていただきたい。

3. 3年目の提言について

(松尾会長)

今年度は3年の任期の最終年度となっている。年度末には提言書を市に提出する兼ね合いもあり、協議会として提言書のまとめの作業に入っていきたいと思う。3月の全体会では提言書の内容がほぼ完成している状態にしていくため、各部会の提言予定について説明をしていただきたい。

【相談支援部会：福田部会長】

先日、協議会として基幹相談支援センターの提言を終えたところであるので、基幹相談支援センターを中心とした委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所との連携の取り方などの相談支援体制について提言を行いたい。

更に計画相談が平成24年より始まり、児童がセルフプランなしでほぼ100%計画が出来ている状態である。大人についても100%近く計画は出来ているがその半数以上がセルフプランである。セルフプランの方へ適切なサービスを促すためにも、どのようなシステム作りをすると相談支援事業所を利用出来るようになるか、検討を行っていただくような提言にしたいと思っている。以上。

【児童部会：松井部会長】

教育と福祉の連携をスムーズにしていく必要があるというテーマで提言を行いたいと思っている。項目としては3つ検討している。

1つ目はライフサポートファイルを幼少期から成人期まで連動させたものにするということ。2つ目は、学校・幼稚園・保育所と連携するために必要な相談支援専門員の増員。3つ目は学校・幼稚園・保育所・フリースクールに向けた福祉サービスの情報発信及び特別支援会議のスムーズ化について、部会としては予定している。以上。

【就労支援部会：松尾会長】

就労支援部会としては、3つの提言を予定している。1つ目は職場開拓および企業支援の取り組みの強化、2つ目は就労系障害福祉サービスの柔軟な運用、3つ目は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進である。習志野市における障がいのある方の就労については増加傾向にあるが、市内に中小企業が多いという中で本人達が望む「市内で働く」というのには難しい傾向にある。そのような中で、働く場を習志野市で開拓しなければならないが、民間事業者では難しい部分もあり、職場開拓や企業支援の取組を検討している。具体的なものとして、習志野市の人事課が所管であるチャレンジオフィスならしは障がいのある方を3年を限度に雇用を行い、一定の訓練や経験を積み企業へ繋げていくという取組がある。障害者就業・生活支援センターの立場から申し上げますと、チャレンジオフィスとして、支援をするスタッフは習志野市内の企業で求められるものや実状を把握している方であることが望ましいが現在はその部分が弱いと感じている。そのような職場開拓や職場定着を含む部分を障害者就業・生活支援センターに依存している状況から障害者就業・生活支援センターとスタッフが協働して行うような形になるような提言を行っていく。併せて職場開拓をする中では、障がいのある方の働く機会や働く場の開拓に繋がるが、民間事業者では地域の理解を得にくい現状がある。そのような中で、市のネームバリューを使うこと

で開拓が進む事例が近隣市町村でも見られている。そのため、民間事業者だけでなく、習志野市のチャレンジオフィスにその機能を持たせることで市内の職場開拓や優先調達に繋がるような物品の発注の促進につなげていけるようにしていく狙いが提言の1と3に関わる部分である。

提言2の就労系障害福祉サービスの柔軟な運用については、現在障害者就業・生活支援センターは16市町村に支援を行っているが、よく聞かれるのが障がいのある方が企業に働いている中で急遽事業所が移転や閉鎖になるといった場合に2,3か月休職になってしまうというケースが非常に増えてしまっている。一方で本人の就業スキルが企業の理解を中々得られないという場合や「この部分についてはもう少しスキルを上げないとフルタイムでは働けない」などと言われることも多い。このような中で地域にある日中一時支援等の事業の活用だけでは本人の働く力やそれに伴う生活の安定、生活スキルの獲得が出来にくいという部分がある。現在企業で働いている方が福祉のサービスでスキルの向上や課題部分の克服の訓練をすることなどに就労系障害福祉サービスを短期間でも有効に活用させてもらうことが出来ないかということで就労系障害福祉サービスの柔軟な運用として提言をしていきたい。個別ケースとしては既に習志野市で柔軟に対応しているという報告もあるので、その辺りをきちんと内容を精査したうえで提言を行っていきたいと思っているが、より広い働き方や課題である職場定着を実践していくためにも活用をしていきたいと思う。以上

【権利擁護・広報啓発部会：古田委員】

ふくしふれあいまつりで行ったハートアンケートや来月行われる市民のつどいのアンケートを踏まえて検討していきたいと思っているが現地点では具体的な項目は出来ていない。以上。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

1つ目は短期入所について提言を行う。福祉型の短期入所の事業が無い習志野市内で、通所系の事業所でも短期入所が出来るように誘致をしていただきたい。医療型の短期入所についても、近隣市町村との連携で事業者の誘致に努めていただくと共に県へ地域格差の解消に向けて計画的な医療型の短期入所の整備を要望していただきたい。

2つ目は通学・通所にかかる移動支援についてである。今後事業所と情報交換会をしなければわからない点もあるが、現状の仮説としては朝の支援提供のための人員の確保について検討していただければ良いと思っている。

また、ダウン症児にかかる言語聴覚療法については、障がい福祉計画の数値目標の中で、訪問看護や訪問リハについては福祉ではないという部分から項目として無い状態である。しかし、実際には必要であり、利用している状態である。管轄が違うのかもしれないが、障がい福祉計画等に盛り込むことが出来ないかなど要望項目として検討している。以上。

（福田副会長）

訪問リハと訪問看護に関しては近隣市で増加傾向にあるのももう少し調べてからの方が良いと思う。訪問看護ステーションの中に訪問リハを組み込みながら支援をしている事業所も増えているようであるので、市内に無いというだけではなく、近隣市の事業所がどのくらい対象範囲としているのかなど、調べてからの方が良いと思われる。

（内山部会長）

例えば社会資源マップを渡す時に、他課が作成した物でもそのような情報を一緒に提供できると良いと思う。まずはどのような実態なのか、どのようにすれば利用者に知ってもらえるのか検討していきたい。

(福田副会長)

支援を受けるにあたり、医療保険でするととても高い。一回あたり 8,000 円の自己負担が発生する。更生医療などをどのように使うかになるが医療保険だけでは厳しいのが現状である。更生医療を利用するには担当医師の指示及び意見書が必要であるが数回の言語聴覚療法に対しての担当医師が誰になるのかという問題もある。医療費の補助なども自治体によって異なるので、現状を把握してから検討へ移った方が良いと思う。

(森田委員)

小児慢性特定疾患を持つこどもは、その治療を目的とした訪問リハや訪問看護は、他の病院もすべて含めて上限金額が設定されている。24 時間呼吸器がついているこどもは 0 円や 500 円であったり、ほとんどの世帯の方は 2,500 円の上限となっていることが多い。1 回の通院で 2,500 円を超えてしまった場合がほとんどであるが、そこでこども医療費の 300 円を支払えば支払うことが無い。訪問リハもリハの金額は 0 円であるが、交通費がかかってしまう。距離によって金額が変わるところが多いので、希望の事業所が遠いなどの理由があると、その交通費の部分で希望の事業所が利用出来ないことはある。病院を退院する時に紹介してもらおうことも多いようである。

(松尾会長)

この提言書は 3 年前にも提言を行っているが、委員の意見が少なからず障がい者基本計画や障がい福祉計画に反映がされているという実感もある。3 年前の提言書を読み返しても、現在の任期 3 年間の活動がより幅広くより深く活動出来ていると感じる。委員の皆様の活動を部会や協議会を通して提言として挙げていきたいと思うのでよろしく願いたい。

4. 市民のつどいについて

(古田委員)

本日配布している障がい者週間市民のつどいについてのチラシをご覧いただきたい。12 月 11 日の午後 1 時より平成 28 年障がい者週間市民のつどいを開催させていただく。題名は「誰でもできるやさしいまちづくり」とし、副題が「差別のない共生社会の実現に向けて」として、講演や演劇を行う形となっている。今年度は名称を「啓発講座」からソフトなイメージの「障がい者週間市民のつどい」に変更している。昨年度は差別解消法の法律内容や議論上の講義をしていただいたが、今年度は当事者であり、現場にも詳しい講師の方をお願いしている。会場についても習志野市民会館からバリアフリーの関係などから実叡コミュニティホールへ変更した。また、昨年と同様販売や展示のブースも設けている。内容については講師の高梨憲司さんに「障害者差別解消法と、いま私たちにできること」をテーマに講演をしていただく。高梨さんは佐倉市にある社会福祉法人愛光に在籍されており、視覚障害者総合支援センターの所長をはじめ、各施設長を歴任されている。また、県の障害者差別禁止条例の策定の貢献などにより内閣総理大臣表彰を受賞され、千葉市の視覚障害者協会副理事長も務められている。現場の経験も長く、様々なノウハウをお持ちの方である。

講演の後はすずらん劇団による「すずらんの咲く道を～Lily of the Valley Street～」という演劇である。他にもむつみおもちゃ図書館や希望の虹による演奏やダンスを披露していただく。

実叡コミュニティホールの課題としては駐車場が確保出来ないことから交通機関を利用していただくことである。

また、一般の方にも広く来ていただきたく、ならしの健康マイレージの対象イベントとしている。実叡付近の町会などにチラシを配布したり掲示板にポスターを貼っている。当事者や関係者だけでなく一般の方にも来ていただくような

努力をしている。実籾駅下のロータリーでナラシド♪にて集客を行う予定である。地域共生協議会の委員より広く声掛けをしていただきたいと思います。以上。

5. 研修会について

(事務局)

平成 28 年度研修会について、決定しましたので報告させていただく。内容は福田副会長より推薦いただいた「福祉避難所について」となり、講師は社会福祉法人にんじんの会の和田氏で決定している。日程は平成 29 年 2 月 24 日の金曜日であり、時間は 17 時 30 分から 19 時 30 分の予定である。参加対象者は地域共生協議会委員、障害福祉サービス事業所、防災関係課、福祉避難所担当課を予定している。また、今年度も研修会後に意見交換会を予定しており、詳細については、後程案内文を送付させていただく。

6. 委員の活動内容について（発表）

(習志野市民生委員児童委員：岩田委員)

民生委員はどのような人が行っているのか、どのようなことを行っているのか、委員の方の中には知っている方もいると思うが知らない方も多いと思うので民生委員の生い立ちから説明をさせていただく。民生委員制度は平成 29 年に 100 周年を迎える歴史と実績を有する制度である。大正 6 年に岡山県で創設された「済世顧問制度」が発足したが、これは貧民に対する相談である。発足された当初から昭和 20 年から 30 年代くらいまでは民生委員の仕事は生活保護の相談が多かった。それから高度成長時代を経過し、最近では生活形態も変わってきている。東日本大震災の影響もあり、民生委員の仕事はかなり広範囲にわたっていると言える。

民生委員・児童委員は地域住民の立場にたって地域の福祉を担うボランティアである。民生委員・児童委員になるには 3 つの原則がある。社会奉仕の精神を持った方・基本的人権の尊重を熟知した方・政治的中立を掲げる方である。また、活動の働きとしては社会調査・相談・情報の提供・連絡通報・調整・生活支援・意見具申の 7 つある。この 7 つの働きをするうえで、最も大切なことは秘密厳守である。相談を受けた方、障がいを持つ方や高齢の方の情報が漏れてはいけない。

民生委員・児童委員の数は、全国で 23 万人の方が働いている。習志野市では民生委員が 168 名、主任児童委員が 24 名の合わせて 192 名が民生委員・児童委員として委嘱をされている。なお、主任児童委員は市内 12 の地区に 2 名ずつで 24 名である。1 名あたり平均 450 世帯を担当している。

民生委員・児童委員は非常に幅広いネットワークを有している。行政との関係が強く、市の事業の補助的な役割も担っている。例として、敬老祝い金の支給関係、災害時における避難行動要支援事業の該当者の把握などである。この、災害時における避難行動要支援事業は身体的な状況により自力で避難所まで避難することが困難な方の把握や避難しているかの確認及び搜索をすることとなる。子育て関係では 4 か月の健康相談、10 か月の児童健康相談の手伝いをしている。また、児童虐待調査、在宅ねたきり高齢者の実態調査、在宅認知症高齢者実態調査等の調査も行っている。平成 18 年の介護保険の制度が発足する時にこのような調査を行った。

習志野市民生委員・児童委員協議会という組織があり、習志野市民生委員・児童委員として委嘱されている方の全員が加入している。その下部組織として 12 の地区別の協議会があり、各地区の実情に合わせた活動を行っている。苦情処理や民生委員として困難な事例があった場合については、地区の協議会にて相談し合い、善処していくための組織である。

習志野市民生委員・児童委員協議会において、6つの部会を設けている。事業部会・高齢者研究部会・児童研究部会・災害対策研究部会・主任児童委員連絡会・障害児者研究部会であり、部会において勉強した内容を各地区に戻り、内容を地区の民生委員の皆様と話をしていく。障害児者研究部会において、地域共生協議会の委員の所属している事業所を見学させていただいた。その節は本当にありがとうございました。障害児者研究部会の報告を今年の8月に民生委員・児童委員臨時総会にて行った。その報告内容について、今からお話したい。

当部会で色々な施設を見学して施設の方々の説明を受け、ごく最近会った事件・事故を取り上げ、当部会が学んできたものを合わせて私見ではあるが発表させていただいた。7月26日に相模原で起きた障がい者施設、津久井やまゆり園で起きた入所者19名が死亡し26名がけがを負った痛ましい事件についてである。容疑者はこの施設の前職員でもあり、障がい者に対する支援業務を行っていたとのことで、どこでこのような重大事件を起こすようになったのか、もともと精神的障がいを持っていて措置入院をしていたことがわかったが、今後捜査が引き続き事件の精神鑑定を含め、全容が明らかになってくると思われる。当部会で見学した様々な施設において障がい者の支援をされている職員の献身的な支援業務を拝見し、毎回頭の下がる思いをしていた。施設での障がい者の状況は障がいの種別や障がいの状況が重度から軽度まで様々な段階があるが障がい者が作業している状況を見学させていただき、頑張っている者、嫌々やっている者、何が何だかわからずにやっている者、作業形態も様々である。そのような障がい者と毎日のように向き合い、献身的な支援活動をしているが障がい者にとってこれが幸せなのか、障がい者の支援をしている職員はむなしくて労が報われないと思われることもあると思う。そのような時に容疑者は大変な思い違いをしたのかもしれない。そのような恐ろしい考えをすることの無いよう、障がい者施設を始め、高齢者施設などにおいても職員のメンタル面での支援が必要ではないかと感じている。

東京メトロ銀座線での視覚障がい者の転落事故では、14年前から一緒に盲導犬と歩いていたがホームから転落してしまった。周りの人は気が付かなかったのか、障がい者ということで声掛けをためらったのか、駅員も後悔の念があったのかもしれない。障害児者研究部会では2回にわたって手話の実技指導を受けた。日常生活の中で聴覚障がい者との関わりがあまりない人は手話がとっさに出来るものではない。手話の指導をしていただいた聴覚障がい者の方には、「まごころさえあれば身振り手振りや板書を使用したりすることで必ず通じるので臆することなく話し相手になってください」という話があった。そこで、民生委員の心構えを年度当初に民生委員の研修会で、今年の干支の猿には見ざる・聞かざる・言わざるといことわざがあるが、民生委員はこの逆である。よく見て・よく聞いて・よく話をするという活動を行っていく必要があるということを障害児者研究部会において改めて皆で申し合わせたところである。最近民生委員になられる方が非常に少ない。民生委員は定年制があり、定年は75歳である。75歳になると次期の民生委員にはなれない。私は69歳だが、ちょうど平均年齢になると思う。近くにどなたかいらっしゃる場合、是非声をかけていただきたい。以上。

（船橋公共職業安定所：木藤委員）

配布した資料をご覧ください。ハローワーク船橋は、習志野市をはじめとして船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市の5市を管轄している。習志野市に関しては管轄内人口の約15%を占めている。圧倒的な割合を占めているのが船橋市になるので船橋市内にて3庁舎に分かれて業務を行っている。習志野市においても勤労市民会館内にてふるさとハローワークならしのを船橋市と習志野市で共同運営している。1ページ目は「ハローワーク船橋をご利用の皆様へ」という題名でハローワーク船橋までの地図が記載されている。3庁舎あるため、迷われる方も多く、常にこのようなチラシを準備している。これは求職者向けの案内チラシと考えていただきたいが、交通

アクセスとして簡単な略図を記載しているが J R 船橋駅の南口という記載の先に京成船橋駅と記載がある。この間にある Face ビルの 5 階にひとり親世帯を対象としたマザーズコーナーがあり、9 階には専門・大学卒業生もしくは卒業以降未就職の方を対象とした新規学校卒業者向けの新卒応援ハローワークがある。その先のスクランブル交差点に船橋所第二庁舎があり、更に船橋市役所の先に船橋所第一庁舎がある。第一庁舎が私の勤務先になり、専門援助部門に属しているが、そこで障がいをお持ちの方や外国籍の方、中学校や高校の新規学校卒業予定の職業相談を受けている。第一庁舎の主な業務は事業主向けの業務である。昔は第一庁舎で全ての業務を行っていたが、庁舎が手狭となり 3 つに分かれている。障がいをお持ちの方の相談の他に従業員の入社や退社、育児休業などの雇用保険の窓口と助成金や従業員の募集をかける手続きを行っている。駅から一番遠いため、障がいの分野があるのになぜ一番駅から遠いのかという質問を受けることもあるが、どの庁舎も専属の駐車場を用意しておらず、近くの船橋市役所の駐車場を障がい者の方は無料で借りることが出来るということや、船橋駅から船橋市役所までのワンコインバスが運行していることから第一庁舎としている。第二庁舎は主に一般の方が利用する場となっており、健常者向けに仕事の紹介などを行っている。

第一庁舎、第二庁舎それぞれに代表番号があり、各部門やコーナー名により部門コードが決められている。第二庁舎は 4 階、7 階、9 階の 3 フロアに分かれており、4 階は一定期間就職をしていたが退職された方に対する失業手当を受けるための雇用保険の給付係がある窓口がメインとなっている。雇用保険に関してはこの窓口が全て受付をしているので、障がいのある方もこちらの窓口に来ていただくことになる。建物はバリアフリーになっており、エレベーターもついているが、駐車場と建物の間の段差が解消されておらず、ご不便をかけてしまっている部分がある。7 階が健常者の方の相談窓口で 9 階は 45 歳以上のわかものに特化した個別の対応であったり、応募書類の添削を行う係がある。第二庁舎では「41 #」が障がい者の方に向けた部門コードになっている。

ハローワークインターネットサービスというのは厚生労働省からリンクしているホームページであり、現在ハローワークで募集している求人情報の内、各事業所からインターネットへの掲載の同意をいただいたものに関して情報を発信している。ただし、求人者の希望で事業所名等を伏せた求人や掲載していない求人もあるので、最終的な具体的な情報はハローワークでご覧いただくことになると思うが、在職中の方や外出に支障をきたす方については障がい者専用ページもご覧いただけるので活用してもらえると良いと思う。

付属施設に関しては習志野市と共同で運営している「ふるさとハローワークならしの」は求人情報検索や職業相談や紹介を行っている。外国籍の方と障がい者の方は、検索は出来るが紹介と相談は出来ない。

ハローワーク船橋の実績としては、厚生労働省へ提出をしている平成 28 年 10 月 28 日発行の 9 月分報告書にて説明を行う。先程お話しした管内人口における習志野市は全体の約 15%というのはこの報告書の数字にて出てきている情報である。「1. 一般職業紹介」に障がい者の方も含まれているが、新規募集と求人募集の有効期間の最長 3 か月がある募集の求人数と、求職者数の人数が数値として出ている。求職者について、「新規」はその月に申し込まれた方が新規人数となるのでわかりやすいが、「有効」に関しては仕事が決定した方は求職が無効となるが、仕事が決まらず求職を続けている状態であるとずっと「有効」の人数としてカウントされるので月に 3,000 人の求職者であってもその 4 倍以上が求職者の人数となっている。平成 26,27 年の平均と比べ平成 28 年度は求人は全体的にやや上向きであるが前年比で見ると 6 月 7 月 8 月は求人が減っている。また、求職者に関しては有効求職者を見ると 4 月～9 月まで軒並み減少しているという状態で、「景気はこのところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」という内閣府の発表もあるが、求職者が減り、求人数が横ばいか微減という状況である。求人倍率では、ハローワーク船橋は 9 月の倍率が「有効求人倍率」では 1.01 倍で今年度 1 倍上回ったところではあるが、千葉県や全国ではもっと早く 1 倍を超えている。厳しい時には 0.38 倍程度になり、3 人に 1 つの仕事しかないという厳しい状況があったが、今はやっと求職者以上の求人があるという状況であ

る。ただし、障がい者の方はこの数値がそのままの数値となっているわけではなく、障がい者専用求人は数が限られてしまっていることから厳しい状況にあることと、障がいの特性に合わせて仕事の有無もあるため、数字をそのまま鵜呑みには出来ないが全体的には景気が回復していることが見て取れると思う。

「2. 雇用保険」では、従業員の入社退社関係の手続きが「適用関係」の欄となる。「給付関係」というのが会社を退職されて失業給付の手当を受けている方の人数となる。毎月平均して 1,000 人程度が新規に会社を退職されて雇用保険の受給手続きにいらっしゃる「受給資格決定件数」となっている。その方々が基本的に以前の給料の 5,6 割を最低でも 90 日分から受給出来るというのが失業給付金であるが、この掛け金そのものは大体 1,000 円に対して 11 円から 14 円くらいを事業主と本人の折半となっており、通常の仕事だと本人は 1,000 円に対して 4 円程度の負担、建設業など特殊な業種であると 5 円の負担となるので月収 20 万円程度の方であると 800 円程度の掛け金で最低 1 年保険をかけて頂くと受給対象となる。このように比較的リターン率の良い保険となっているが、障がい者の方に関しては再就職の困難性というがあるため、一般の方が 90 日から受け取れるところ、最低でも 150 日で、1 年以上勤務していると年齢によっても違うが 300 日や 360 日ということで健常者の 3 倍から 4 倍の期間を受給出来ることにはなっている。受給者は健常者と障がい者合わせて 3,000 人少々おり、毎月 4 億円の支払いをハローワーク船橋で行っている。単純計算だと一人平均で 13 万から 14 万円程度になると思われる。

「障がい者職業紹介取扱状況」はハローワーク船橋の専門援助コーナーで取り扱っている件数となる。今年度は年度途中の為、集計が出せていないが、昨年度までの直近 3 年間のデータをご覧いただきたいと思う。年度末の有効な登録者ということで、1,683 名となっている。就業中で仕事を探されている方が 3,000 人弱で、体調不良などにより保留中の方を合わせると 5,000 人程度の登録者となっている。この 1,683 名の内訳が障害部位別有効求職者数の表に記載している内容となっている。身体障がい者は全体の約 3 割の 527 名、知的障がい者が 1 割強の 205 名、精神障がい者が約半分の 872 名でその他に発達障がいや難病の方が 79 名となっている。このように精神障がい者の登録数が著しい増加傾向にあり、合わせて有効求職者数も平成 25 年度が 1,210 名、平成 26 年度が 1,506 名、平成 27 年度が 1,683 名と右肩上がりになっている。

この有効求職者数に対し、実際の雇用状況については、毎年 6 月 1 日現在の情報を一定の規模の企業は障がい者の雇用状況を国に提出しなければならず、その集計結果で説明を行いたい。平成 28 年度については 12 月初旬ごろに発表になるため、平成 27 年度までの情報となっている。資料に掲載のある表はハローワーク船橋が管轄している 5 市の状況となっている。現在、法定雇用率は 2.0%で昭和 51 年に 1.5%であったものが 5 年ごとに見直され、平成 25 年から 2.0%になっている。これに合わせ、基本的に 50 人規模の企業に関しては報告をいただいているので、資料に記載のある企業数や労働者の数は全てではないが、報告義務のある企業のデータと考えていただきたい。平成 27 年度は 2.0%の法定雇用率に対し、1.88%の雇用率になっている。法定雇用率を達成している事業所も 50.0%と、2 社に 1 社しか目標を達成できていない状況である。平成 30 年には法定雇用率の引き上げが見込まれているが、動向が定かではない状態である。また、平成 30 年度は現在義務化されている身体障がい者と知的障がい者だけではなく、精神障がい者についても対象となるので、様々な障がいに配慮された求人がされている。

障害者雇用促進法の障害者雇用率制度として、民間企業の 2.0%、国・地方公共団体・特殊法人等は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%となっている。雇用義務の対象となる障がい者は身体障がい者と知的障がい者で、精神障害者保健福祉手帳の所持者は実雇用率の算定対象であり、平成 30 年からは雇用義務の対象となる。また、精神障がい者であるが手帳を持っていない方で①総合失調症②そううつ病（そう病、うつ

病を含む) ③てんかんの方はハローワークで雇用保険などの障がい者の支援策は受けることが出来る。ハローワークを通じて就職すると事業所に助成金が支給されるが、この3疾患に関しては手帳がなくても対象となる。

障がい者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」を紹介する。現在、厚生労働省ではハローワークを中心とした「チーム支援」に特に力を入れており、障がい者一人一人の特性に応じてそれぞれの関係機関が緊密な連携をとってサポートをするということが大切であり、協議会においても普段より連携していただいていることに感謝したい。

先程から「雇用の義務」という言い方をしてしまい、一部の方には不愉快なお気持ちにさせてしまったかもしれないが、この地域共生協議会も「共生」と謳われている通り、実際にはこの協議会のタイトル通り障がいのある方もない方も各人が能力を有効に発揮して働きやすい職場環境を作っていくということが最終目標であり、ハローワークとしても関係機関の皆様と連携を図って障がい者の雇用促進を図っていきたく思うので今後ともよろしく願いたい。

最後に、最低賃金についてご紹介したい。最近2ケタ単位で賃金が上がっている。以前に最低賃金で就職された方について、場合によっては現在最低賃金を下回っていることがある。随時、最低賃金制度のホームページで現在の最低賃金を見ることが出来る。千葉県は最低賃金が842円であるが、障がい重い方は最低賃金免除適用を労働監督署から受けている場合でも2年単位での申請が必要であるので注意していただければと思う。以上。

(松尾会長)

質問等ある方はいるか。

(福田副会長)

専門援助部門の方にはいつもお世話になっており、本当に感謝している。ハローワーク船橋の専門援助部門では相談員は何名で勤務を行っているのか。

(木藤委員)

基本的に職員が3名いるが、その内1名は私で、1名は外国人と特別支援学校の担当、1名は一般の中学校と高校の担当となっており、障がい者の方を専門で担当しているのは私となると思うが、2、3年で異動する職員とは別に長く勤務をしている非常勤職員が利用者や関係機関と緊密な関係をとっていると思う。ナビゲーターが原則2名、コーディネーターが1名、特別支援学校を担当しているジョブサポーターがいる。その他に生活保護の支援を兼ねたナビゲーターが障がい者支援を兼ねて1名いる。このメンバーで勤務をしていたが、ハローワーク船橋の庁舎が複数に分かれている関係で雇用保険手続きの関係から必ず1名は第2庁舎に勤務して相談や登録を受け付けている。出張などもあるため、窓口を3名で勤務しなければならない日もあり、日によって待ち時間が長くなる日もある。職業相談や時期によっては定着指導で就職後の職場を見に行くことや各機関の連絡会、協議会への参加などを行っている。

(NPO法人 希望の虹：豊嶋委員)

私どもの法人は平成19年度にNPO法人を取得し、私は平成21年から法人に関わっている。元々福祉の関係の仕事ではなく、和食や洋食の飲食店のチェーン店を運営していたが、縁あって福祉事業に関わることになった。最初は京成大久保で武道を教える傍ら福祉関係の方が福祉事業をするという状況でスタートした。途中で

福祉を行う方がいなくなってしまう、私達がその事業を引き受け、福祉を行うことになった。経験がなく、飲食店は出来るかもしれないということで就労継続支援 B 型事業の「ぼんぼこりん」を開設した。開設した当初はずっと赤字続きで事業を行っていた。日中一時支援と就労支援 B 型事業を行っていたが、児童の方が日中一時支援を利用していたので、当時の児童デイである放課後等デイサービスを京成大久保駅の施設を改装して始めた。成人の日中一時支援では、障がい者の方はなかなか習い事をする機会が少ないということを知り、余暇支援教室として武道教室と和太鼓を始めに行っていた。武道教室では、姿勢が悪くて歩行も困難だった方が武道を行うことで星座が出来るようになり、動きが活発になる姿に私達も心を打たれ、良い仕事だと思い本腰を入れるきっかけになった。武道教室から始めて、フラダンスを行いたいという方がいたことからフラダンスが始まり、カラオケが始まるなど、障がい者の方々の習い事のような感じで余暇支援が始まった。放課後等デイサービスを行っていくうちに柏市の知り合いから事業所が少ないので作ってほしいという依頼を受けた。柏市にも縁があったので、本当にニーズがあるのか確認して開設した。開設後すぐに定員が一杯になったため、もう一施設開設したが半年ほどで一杯になり、更にもう一施設北柏に開設した。習志野市でも京成大久保駅の施設が一杯になってきたため、津田沼高校の前のアパートの 1 階に開設したが 2 年程で定員一杯になったため東習志野に施設を開設し、利用者にも移動していただくなどを行い、現在は少し余裕が出来たと思われる。

児童の活動としては日中一時支援の余暇支援でよさこいダンスやフラダンスを行い、福祉ふれあいまつりや啓発講座に参加しており、お披露目する機会があると練習にも身が入っていると感じる。きらっと祭りで和太鼓を叩いたりもしている。柏市には 3 事業所あるが、豊四季の事業所はとて広く、体育館のようなフロアがあるので舞台を作って月村さんに和太鼓の指導をしていただいている。その他にも手話ダンスや夏祭りでヨーヨーを行うなど、3 事業所合同で夏祭りを毎年 8 月頃に行っている。ある事業所ではわらいヨガの先生がお見えになり、一度体験したところ、こども達がとても喜んだので、一つの事業所でわらいヨガを始めたところ、他の事業所も参加希望があったので、毎月合同で行っている。和太鼓は先生が多忙なため、参加したいこどもだけ申し込みをして月 2 回参加している。今年から習志野市の事業所も月 2 回和太鼓を行っている。ジャズダンスについては、柏市で行っていたところ習志野市に通う利用者からも希望があり、先生を探していたところきらっとダンスを教えている桜丘先生に承諾いただき、月 2 回教わっている。からだを動かすということを目的に踊れる子も踊れない子も一緒に行っている。今年のきらっと祭りに 40 名から 50 名で参加している。今年初めて参加をして、桜丘先生のチームの後につけていただいていたことが出来た。

今まで京成大久保駅の京葉銀行跡地を拠点として活動していたが、昨年国の補助金の借入金と自己資金を合わせて鷺沼台に新館を開設することが出来た。開設した事業所に「ぼんぼこりん」も作り、一般の方に来ていただけるように模索しているところである。日中一時支援は定員が 10 名と決まっている放課後等デイを行っている時間に放課後等デイに入れなかった方々が利用している。1 階では児童発達の支援も行っており、3 歳から入学前のこどもの支援を行っている。外では花を植えたり、家庭栽培をしたりすることもある。

3 年前には今までやってきた余暇支援をプロの方と共同でレインボーコンサートという発表会を行った。船橋市で活躍する横洲かおるさんという歌手が歌う「明日に向かって」という歌は職員から集めた歌詞を入れた歌である。とても良い歌で、手話をつけたものを有線リクエストやユーチューブ、カラオケの JOYSOUND に登録されているので是非歌っていただければと思う。また、資料「ぼんぼこりん」のメニュー票をいれているが、日曜日と祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで、昼食は 11 時から 3 時まで営業しているので是非、召し上がりに来ていただきたい。以上。

7. 閉会

(松尾会長)

それでは、第3回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

健康福祉部障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309